

## 序

本書は、宮内庁書陵部が所蔵する柳原家旧蔵の『朔旦冬至部類』（架蔵番号・柳三六四）を、書陵部の許可を得て、影印、全文翻刻し、末尾に人名索引と解説にかわる「朔日賀表と朔旦冬至―宮内庁書陵部蔵柳原本『朔旦冬至部類』にふれて―」と題する小論を付したものである。

ただ、本書に先だつて一九八五年四月に私家版として極少ない部数を知人・知友に頒布している。しかし、この私家版は翻刻にあたつて、永承五年（一〇五〇）十一月の『外記』・『大外記』・『二東記』、嘉承二年（一一〇七）十一月の『外記』・『師遠記』・『敦光記』、大治元年（一一二六）閏十月、十一月の『外記』・『師遠記』・『敦光記』、そして明德三年（一二三九）十一月の『師豊記』と、それにつづく『旬次第』・『朔旦冬至年々』・『平座次第』・『慶安三年閏十月消息』の条文については掲載していない。その点で、本書は柳原本『朔旦冬至部類』の影印・翻刻の完全版といえ、また解説にかわる小論にも記したように、部類された日記条文の殆どが逸文であることから貴重な存在である。故に、私家版後に宮内庁書陵部「図書寮文庫所蔵資料目録・画像公開システム」によって閲覧できるようになったとはいえ、ここに影印と全文を翻刻して公刊することは少なからず学界の裨益となることと信じている。

さて、ここまで書いて、序らしいことも記さなければと思うが、いざあらたまつてとなると筆がすすまないの、ここは私家版の自序を修訂して次に転載することにして、ご寛恕をお願いしたい。

奈良朝に比べて、格段に多くなる平安朝の史料についても、政治動向を中心とする朝廷や摂関・公卿に関するものに限れば、国史と『日本紀略』・『本朝世紀』・『扶桑略記』など編纂物を除くと寡少で、公卿・廷臣の日記くらいしかみることができないのが現状である。その公卿・廷臣の日記、つまり古記録にしても、原本が現在に伝存するなどのことは藤原道長の『御堂関白記』などは別にしてほとんどない。その『御堂関白記』にしても全巻伝存しているわけではない。御堂関白道長の日記にしてそうであることから、これ以外の日記は当然自筆ではなく写本で伝存しているということになる。その写本も古写本といわれるものは少なく、いくらかのまとまった条文を収める写本でどうかその日記条文を知るといっても少なくない。

すでに翻刻されて刊本となっている日記にしても同様のことが多く、大日本古記録本で藤原忠平の『貞信公記』や藤原師輔の『九曆』（東京大学史料編纂所編）、史料纂集本の『吏部王記』（米田雄介・吉岡真之編）や古代史料叢書『三代御記逸文集成』（所功編）・『江記逸文集成』（拙編）などのように、写本の条文以外に諸々の国書より蒐集した逸文を付加するなどしてできるだけ復原をはかっている場合もある。このように逸文の蒐集というものは、際立った成果をもたらすものではないものの、平安朝を中心とする日本古代史研究の基礎作業としてなくてはならない重要なことであって、そこから得た成果に立脚して新しい歴史的事実を探求・把握することが試みられようとする。

この逸文の博搜にあたって、まず看見しなければならないのが「部類記」とよばれるものである。「部類記」とは、日記条文を儀式・行事ごとに抄出・集成したものであるが、このような部類の形態も時を降るにしたがって、その原拠が単一の日記から複数にわたり部類されるように変化していく。このようにして部類されて成立した「部類記」や、その写本には部類された以降に散失してしまった日記の貴重な逸文が多く所収・伝存されている場合がある。

この『朔旦冬至部類』も、表題どおりに朔旦冬至に関しての日記条文を抄出部類した「部類記」である。解説でも記述したように、大治元年度までのべ二十余の部類日記（『師豊記』を除く十四の日記）、四十日余の条文のうち、

『経信卿記』（『師記』寛治二年（一〇八八）十一月二十日条の一条（史料大成本『師記』）以外は知られていない逸文である。この柳原本の『朔旦冬至部類』が貴重だとする所以である。

筆者が、この『朔旦冬至部類』に遭遇したのは、一九七七年のことであったかと思う。当時、平田俊春博士が、『日本紀略後篇および本朝世紀の成立について』（私撰国史の批判的研究）国書刊行会、一九八二年、初出は一九七六年）を発表され、従来からいわれてきた『日本紀略』後篇成立の主要史料として『外記日記』のあることを、散失していた『外記日記』の逸文三十六か条を収集して、そのうち十三か条の同日条文を比較対照することで、その事実を実証されたことがあった。その後、編者は平田博士収集以外の逸文蒐集を行い、さらに二百余か条の逸文を蒐集して、たしかに『外記日記』は『日本紀略』後篇の典拠となつてはいるが、主要なものではないことを主張したが（『外記日記』について、『平安朝日記と逸文の研究』おうふう、一九八七年、初出は一九八六年）、その『外記日記』逸文の蒐集過程であった。『朔旦冬至部類』には、『外記日記』逸文は七か条みえている。

爾来、八か年、ようやくここに影印と翻刻を一書として私家版ではあるが公刊することになった。しかし、当初は影印のみの刊行を考えていたために、経費からくる紙数のことから翻刻が半分ほど全文におよばなかったことは心残りである。これ以外にも、なお諸先学からご示教をいただくことも多いだろうと推察する。ご海容を乞う次第である。

また、この影印・翻刻を許可された宮内庁書陵部とご高配下された北條文彦先生には衷心より感謝申し上げたいと思う。最後に、藤木邦彦先生からは過分な序文を賜り、また表題の文字を揮毫していただいた（本書カバー裏）。このうえない幸せであった。深甚なるお礼を申し上げたい。先生は、常に慈愛に満ちた御心で編者を見守り励ましてくださる。その先生も昨夏めでたく喜寿の齢をお迎えになられた。このうえは今後も一層の御清適であることを祈念する次第である。そして、本書が先生の学恩に対する万分の一の報ともなり、また少なからず斯界の裨益となることを冀望して擲筆することにする。（一九八五年正月）

それでは、最後に序にそぐわないかもしれないが、本書の公刊にいたるまでの事情を簡単に記すことにしたい。二〇一六年七月に武蔵野書院から和田律子・久下裕利両氏編で『リクスII ③知の挑発 平安後期 頼通文化世界を考える―成熟の行方』という大部な論文集が刊行された。そのなかに和田氏は「源師房について―藤原頼通文化世界の一員として―」という卓論を掲載されているが、わたくしも以前に師房に関する一文を書いたことがあって、これがご縁となって和田氏からご惠贈いただいた。そこでお礼を申し上げる時に同封したのが私家版であった。和田氏は何かのおりにこの私家版を武蔵野書院の前田智彦氏に紹介してください、そのことを知ったわたくしが失礼をかえりみず前田氏に武蔵野書院から完全版の公刊をお願いしたのであった。これ以来、前田氏は懇切丁寧に対応し、編集作業をすすめてくださり、ここに『朔旦冬至部類』を公刊することができた。和田・前田両氏のご高配に衷心よりお礼を申し上げます。

また冒頭でも記したように、私家版では翻刻していない条文があったが、これらの条文は同僚である樋口健太郎氏が担当してくださったのみならず、共編者として条文のチェックをはじめ人名索引の細部にまでわたってご尽力くださった。樋口氏は、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての政治史、とくに撰閲家の動向を中心に研究をすすめられており、多くの成果をあげておられる。樋口氏とともに共編者として、本書を公刊できたことは幸せなことであった。

本書は、このように和田・前田・樋口三氏のご理解とご配慮がなければ刊行にいたることはなかった。深甚なる感謝を申しあげたいと思う。

二〇一七年九月 天理の病院にて

木本好信

## 目次

序…………… i

翻刻凡例…………… 1

朔旦冬至部類		影印	翻刻
外記	永承五年十一月	七	3
大外記	同上	一〇	4
二東記	同上	一二	6
広宗記	延久元年十一月	一三	7
大右記	同上	一四	7
経信卿記	同上	一五	8
江記	同上	一六	9
師平記	寛治二年閏十月・十一月	三一	18
経信卿記	同年十一月	三九	23
江記	同年閏十月・十一月	四四	26
季仲卿記	同年十一月	五九	37

為房卿記	同上	六六	42
時範記	同上	七〇	44
外記	嘉承二年十一月	七七	49
師遠記	同上	七八	49
敦光記	同上	八一	52
外記記	大治元年閏十月・十一月	八三	53
師遠記 <small>歟</small>	同年十一月	八四	54
敦光記	同年閏十月・十一月	八八	57
中右記	同年十一月	八九	58
師豊記	明德三年十一月	九九	64
句次第	明德三年 <small>歟</small>	一〇八	70
朔旦冬至年々		一一九	79
平座次第	寛永度	一二三	81
慶安三年閏十月消息		一二八	86

朔旦賀表と朔旦冬至——宮内庁書陵部蔵柳原本『朔旦冬至部類』にふれて……………89

『朔旦冬至部類』人名索引……………105

外記

永義五年十一月一日癸巳今日朔且冬至也於京極院有旬事其

儀光兼

右中弁藤原賢仲朝臣作造曹司別當左、宅

進賀表函并案

昔以朴木作之以斜地小文錦為折立置花足盤上以作之案以檜作之波濱棹色以同錦敷面四方計但四角

藤原國成朝臣作進賀表者隨則也

又闕白左大臣呂大外記中原朝臣貞親作云宜作式部權大輔

藤原國成朝臣作進賀表者隨則也作且由其後以草案進上貞

親朝臣奉覽之下給貞親朝臣恭為旨遣内近頭源朝臣兼行

於侍從所遣令清書之白色紙其後令持史生給諸卿御判當日

未刻右大臣以下參考右仗座此間著縫掖使部二人解表案之

上官床子前立部北

准温明殿也

右大臣呂大外記中原朝臣貞親作云

御曆奏可付内侍所又未得解由者可令依座者奉作

作平次史生三人解案立宣仁門○中外記推宗孝言權少外

記中原師平二人解同案入自宣仁門渡小庭前立南殿西軒廊



## 翻刻

### 凡例

一、本書は、宮内庁書陵部架蔵にかかる柳原本朔旦冬至部類一冊（架蔵番号・柳三六四）の翻刻に、その人名索引を末尾に付したものである。

一、本書は、永承五年・延久元年・寛治二年・嘉承二年・大治元年・明德三年の朔旦冬至について、外記日記・二東記・広宗記・大右記・経信卿記等の各日記から部類したものである。

一、本書は、群書類従公事部所収の朔旦冬至部類記とは内容を異にする別本で、管見によれば同系の写本の存在は知られておらず、収載条文のその殆どは逸文である。

一、本書の収載条文のうち、寛治二年・嘉承二年の条文は、大日本史料（第三編之一・九に相当する）既刊の所載係年だが、収載されてはいない未収条文である。但、寛治二年経信卿記条文は、大日本史料・増補史料大成『帥記』に収載されている。異同は「」で示した。

一、人名の傍注は、適宜付した。



一、内容を略示するため、適宜頭注を付した。  
 一、古体・異体・略体文字は原則として常用文字に改めた。

一、新たに読点（、）を施し、適宜改行した。

一、底本にある符号で、原のまま存したものは、次の通りである。

- (字間) 補書又は上下方の文字の入るべき個所を示す。
- 、 (文字の左傍) 抹消符
- 、 (字間) 欠損部分
- 塗抹部分

一、右の外、本書の校訂のため、編者の加えた符号は、次の通りである。

- 〔 〕 校訂に関する注の中、本文に置き換えるべき文字。
- ( ) 人名傍注
- 〔マ、〕 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。
- 欠損文字部分

外記

外記

永承五年十一月一日、癸巳、今日朔旦冬至也、於京極院有旬事、其儀先兼■、右中弁

藤原資仲朝臣仰造曹司別当左、宅、、、進賀表函并案、篋以朴木作之、以紺地小文錦爲折立、置花足盤上以作之、案以檢作之、淡浜

椿色、以同錦敷面四方又関白左大臣召大外記中原朝臣貞親仰云、宜仰式部權大輔藤原国成

朝臣作進賀表者、〔打方〕随則遣仰其由、其後以草案進上、貞親朝臣奉覽之、下給、貞親朝臣參

局召遣内匠頭源朝臣兼行、於侍従所辺令清書之、紙、白色其後令持史生給、諸卿御判、当日

未剋右大臣以下參着右仗座、此間着縫腋、使部二人昇表案、立上官床子前、立蔀北、〔藤原頼通〕

奉仰□□仰畢、次史生二人昇案、立宣仁門□□、少外記惟宗孝言、權少外記

中原師平二人昇同案、入自宣仁門渡小庭前、立南殿西軒廊第一間、南北為退出之路同前、

諸卿、次諸卿起仗座、列立軒廊南辺、大臣一列、納言一列、參議一列、各東西兩儀之時列立軒廊内殿、立定之後、右大臣進案下執

表函、付内侍令奏、復本列之後、諸卿還着仗座、次外記趨進自前路昇案退出、次天皇御出

南殿、其後諸卿起陣座、着靴列立前所、内侍臨檻喚人、次侍従左馬頭源経信朝臣率出居右

近權中将源隆俊朝臣、昇西階着座、次諸卿昇自同階着座、次々侍従等入自西中門着座、次

出居■中将喚内豎一声、内豎於中門外同着称唯、即内豎別当主計

右大臣以下參着ス

賀表ヲ作進ス

天皇出御ス